



栃木県公報

平成29年
6月21日(水)
号外
第26号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第298号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月21日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（メチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン（通称名 Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 1-（4-クロロフェニル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名 4-CMA、p-CMA）及びその塩類
- (3) 1-（4-シアノブチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名 CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成29年6月22日

（薬務課）